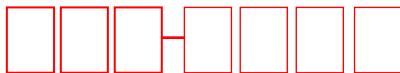


料金別納
郵便



〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇建築士事務所

開設者 〇〇 〇〇様

管理建築士 〇〇 〇〇様

建築士事務所開設者の方及び管理建築士の方へ

- **管理建築士の方が平成23年11月27日までに管理建築士講習を修了しない場合、建築士事務所の登録が取り消されます。**
- **登録が取り消された場合、その建築士事務所の開設者であった者は、取消の日から5年間、建築士事務所の登録できません。**

〇〇県〇〇部建築指導課

〇〇〇〇〇〇センター
△△△△△△

建築士事務所開設者の方及び管理建築士の方へ

■ 管理建築士講習の受講義務について

管理建築士の方が、管理建築士講習を未修了の場合は、速やかに申込みをして下さい。現在の管理建築士による業務を継続する意向がない場合は、廃業又は別の管理建築士に変更する届出が必要です。また、〇月中旬に送付した意向確認書を返信していない場合は、すぐに〇〇県〇〇担当(TEL -)にご連絡下さい。

<管理建築士講習の開催予定> ※開催日程はホームページをご覧ください。

〇〇〇〇〇〇センター (TEL 012-345-6789)

<http://www.xxxxxxxxxxxx.jp/>

△△△△△△ (TEL 03-9876-5432)

<http://www.yyyyyyyyyy.jp/>

■ 定期講習の受講義務について

- ・改正建築士法の施行日(平成 20 年 11 月 28 日)において建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属している建築士及び施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに建築士事務所に所属した建築士は、初回の定期講習を平成 24 年 3 月 31 日までに受講する義務があります。
- ・貴事務所の所属建築士で未受講の方がいる場合は、早期の受講をお願いします。
- ・平成 24 年 4 月 1 日以降、定期講習を未受講のままの場合、建築士事務所に所属するその建築士は、懲戒処分の対象となり得ます。
- ・定期講習は管理建築士講習とは別に受講しなければなりません。

<定期講習の開催予定>

新・建築士制度普及協会のHP(<http://www.icas.or.jp/>)で公開しています。

■ 業務報告書の提出について

建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書の提出が義務付けられています。報告書を提出しなかったり、虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第 41 条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。未提出の場合は直ちに〇〇県〇〇担当(TEL - -)に連絡の上、提出して下さい。